

脱炭素化対策促進事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けて、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、県内事業者等に対し、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素経営の促進を図るとともに県民に向けに再生可能エネルギーの更なる普及啓発を図ることを目的として実施するものである。

2 業務の名称

脱炭素化対策促進事業

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 業務の内容

省エネ事例や再生可能エネルギーの導入などの取組方法を紹介するセミナーを開催するとともに、先進事業者の見学会の実施や優良事例の情報発信により、県内事業者の脱炭素経営に向けた取組を支援する。

(1) セミナー及び現地見学会の開催等

事業者の省エネや再生可能エネルギーの活用の取組を促進するため、以下の条件で、セミナーや現地見学会の開催、優良事例の情報発信を行うこと。

- ・ セミナーは省エネ対策（初級編）を県央地区の1会場で、脱炭素経営（初級編）は県西・県央地区の2会場の計3会場で開催すること。
- ・ 当日は対面形式とWeb形式を併用して開催することとし、オンラインによる参加が可能となるよう通信・運営体制を構築すること。
- ・ 県内の省エネ対策や再生可能エネルギーの活用を積極的に実施している事業者への現地見学会を1回以上開催すること。
- ・ 県内外の事業者の脱炭素に係る優良事例を収集し、セミナー等で発信すること。
- ・ 開催内容、講師及び開催方法等については、県担当者と協議の上、決定すること。
- ・ セミナー及び現地見学会終了後にアンケート調査を実施し集計を報告すること。
- ・ セミナーの運営にあたっては、宮崎県グリーン購入基本方針に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針」21-13 会議運営の判断基準等に準じて行うこと。

(2) イベント等による再エネ普及啓発

県内における再生可能エネルギーの更なる普及啓発を図るための情報発信を以下の条件で行うこと。

- ・ 特定の事業者や受託者の利益とならない客観的かつ公平な観点から行うこと。
- ・ 行政や環境団体等が主催するイベントへの参加や県民参加型イベントの開催

(3) その他、事業者へのフォローアップ

上記の他、契約期間においてセミナーの参加者など、県内事業者に対し、メール配信やHP等の媒体により情報発信を行うとともに、質問や相談等に対応すること。

5 成果品等の納入場所及び事業報告

- (1) 納入場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁7号館 環境森林課
- (2) 提出期限 業務完了後直ちに提出
- (3) 提出書類 実績報告書（セミナー等での配布資料等も添付）
実施内容
収支報告書

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打ち合わせを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、県と協議することとする。

7 その他

- (1) 委託料のほか、本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。
(委託料の対象経費は、人件費、交通費、電話・郵便等の通信費、チラシ・資料等の印刷費、事務用品の物品費等とする。)
- (2) 適切な情報提供等が実施できるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。